

平成 22 年 11 月 15 日  
大田原信用金庫

### 貸付の条件の変更等の実施状況について

平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第 4 条および第 5 条に基づく「貸付の条件の変更等」について、平成 22 年 9 月末の実施状況（平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 9 月末までの累計）を公表いたします。

（金額単位：百万円）

|                     | 申込み |       | 実行  |       | 謝絶 |     | 審査中 |     | 取下げ |     |
|---------------------|-----|-------|-----|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                     | 件数  | 金額    | 件数  | 金額    | 件数 | 金額  | 件数  | 金額  | 件数  | 金額  |
| 中小企業のお客さま向けの貸付債権    | 465 | 4,928 | 400 | 4,240 | 17 | 146 | 27  | 415 | 21  | 126 |
| うちプロパー貸付債権          | 104 | 2,227 | 93  | 1,842 | 1  | 13  | 5   | 292 | 5   | 79  |
| 住宅資金お借入のお客さま向けの貸付債権 | 31  | 363   | 23  | 217   | 4  | 77  | 4   | 68  | —   | —   |

（注 1） 上記計数は、件数は債権単位で集計しております。また、金額は申込み時点での債権額です。

（注 2） 「プロパー貸付債権」とは、信用保証協会等による債務保証を受けていなかった貸付債権を指します。

（注 3） 「申込み」とは、「お客さまからの貸付条件の変更等の申込みを書面または口頭で受け付けたもの」を指します。

（注 4） 「謝絶」には、「申し込みから 3 ヶ月を経過したもの」も含まれます。